

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

第三編 賃金と賃金統制

第三章 賃金統制の展開過程

第三節 賃金統制の破綻

この期になると賃金統制はますます「有名無実」になっていった。とくに日雇労働者についてこの傾向が著しかった。「根こそぎ」動員の実施による日雇労働者の不足と他方、工場の疎開や拡大、空襲の激化に伴う需要の増大——とくに一九四四年後半以降——事態を激化させた。(注1)「一九四四年までには一九四二年に許されうる最高額であったものが未経験労働者に対する一九四四年度の協定最高額となった(注2)。」一九四四年一〇月六日、政府は「日傭労働者ノ賃金規正ニ関スル件」を閣議で決めたが、これは事業主の新賃金協定を奨励し、賃金の抑制を計ろうとするものであった。同月、厚生省も日雇労働者(土木建築業)協定賃金則を発表して、協定賃金を促進する一方、特別作業手当、特別加給金などの諸手当支給によりこれを繕おうとした。もちろんこのような方法によっても実効は期しがたかった。一九四四年中ごろ、日雇労働者の賃金は部分的には一日二〇円ないしそれ以上に達していたというが(注3)、一九四五年はいるといっそう激化し、東京都当局が防火地帯建設のため一日七〇円を公然と支払うに及んで「クライマックス」に達した(注4)。賃金統制は全く破綻したのであった。

(注1) アメリカ合衆国戦略爆撃調査団、正木千冬訳「日本戦争経済の崩壊」一一四ページ。

(注2) コーヘン、前掲書、九八～九ページ。

(注3) 「東洋経済新報」一九四四年七月一日号。

(注4) コーヘン、前掲書、一〇二ページ。

他方、鉱工業労働者についても賃金統制は弛緩していた。当局は労働動員に忙殺され、十分な監督はとうていできなかった。山口県の例として次のようなことが同県警察部によって指摘されている。

「若干の業者は必要止むをえないという口実の下に非合法行為をやって、しかも法律による処罰を恐れることがない。このような行為に慣れっこになった連中は、盲目的に軍の庇護を笠にき、官吏を信頼せず、統制に不満を懐き、しかも統制に対するあからさまな反対をしめしている。業者によるかかる行動は決して容赦できないのであって、これに対しては処罰をもって臨まねばならぬ。都道府県当局は賃金の増大を未然に防ぐために工場を度々不意打ち視察しているのであるが、賃金の支払方法が数限りなくあるためと、業者の反対とのために、所期の目的は達せられていない。(注1)」

だが、貨幣賃金の騰貴は、基幹的な部門に関するかぎり、世上の風説とは違って、かなり控えめなものであった(注2)(第54表参照)。ことに物価水準の高騰に比べるとまことに微々たるものにすぎなかった、といわなければならない。最初に述べたような制約のある統計でさえも一九四四年から一九四四年のわずか一年間に稼得高の実質賃金は三一%も低下し、実質賃金の水準(稼得高)は戦前に比べて約五分の二に圧縮されたのであった(注3)。日雇労働者の場合でさえ、闇賃金が公然と支払われたのは、根本的には生活費の高騰に比べてあまりにも低い公定賃金の結果であって、「生活の安定」が保障されたという状態とはほど遠かったのである(注4)。

(注1) コーヘン、前掲書、九五ページ。

(注2) 「……男デ八六円三六銭、女デ八二円四九銭トイフ額デアリ、鉄鋼賃金ハ世間デハ高

イト云ハレテキルノニ比シテ案外低イコトガ判ル。更ニコノ平均賃金ヲ地区別ニ見ルト最高ハ近畿地区デアツテモ七円一三銭ニスギナイ」(鉄鋼統制会、前掲稿、三九ページ)。

(注3) 第48表を参照。

(注4)「彼等〔日雇労働者〕の賃金に、今日非常の闇が行はれていることは、単に法が緩き為めでなく、経済現象である。即ち一は此等労務者の移動が自由なること、二は実際に彼等の生活費が著しく昂騰せることの結果である。然るに前者は今回の労務調整令の改正〔一九四四年一月〕に依り、或程度統制し得るかと思ふが、後者に至っては、未だ政府に何等抜本的対策のあるを見ない。……賃金統制令の今回の改正〔一九四四年一月〕により、一日一五円以上の自由労務者は無くなるということであるが、彼等はそれで能く其の生活を維持し、労務に堪へ得るであらうか」(「東洋経済新報」一九四四年一月四日号)。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

発行 1964年

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 東洋経済新報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
